

議会改革検討委員会日程（第26回）

平成30年5月14日（月）
午前11時 601会議室

1 検討課題の協議

- (1) 委員会資料の事前配布の検討
- (2) 文書質問制度
- (3) 公聴会、参考人制度の活用ルール化の検討

2 その他

神奈川県及び県内市における文書質問制度の状況

1 実施の有無

あり	1 県 2 市	神奈川県、横須賀市、鎌倉市
なし	1 4 市	三浦市、伊勢原市、南足柄市、厚木市、大和市、小田原市、平塚市、座間市、海老名市、秦野市、綾瀬市、茅ヶ崎市、藤沢市、逗子市

2 回数制限

なし	1 県 1 市	神奈川県、横須賀市
あり	1 市	鎌倉市

3 会議録への掲載

あり	1 県 1 市	神奈川県、鎌倉市
なし	1 市	横須賀市

4 文書質問の実績（平成26年度～平成28年度合計）

0 件	1 市	横須賀市
1 ～ 6 件	1 県	神奈川県
7 件以上	1 市	鎌倉市

文書質問制度について

都市名	実施の有無	回数制限	会議録への掲載	申し合わせ等	実績
神奈川県	○	なし	あり	<p>文書質問に回数制限はないが、神奈川県議会先例により、「各党派とも、提出の期間ごとに1名となるよう調整するものとし、提案説明日から直後の付託日までの間に口頭質問を行う場合においては、文書質問を控えるものとする。ただし、議会運営委員会が認めたときは、この限りでない。」、「文書質問を行おうとする者は、質問趣意書を付託日の休日を除く2日前までに議長に提出する」としている。</p> <p>【神奈川県議会会議規則】 (文書質問) 第83条 議員は、会期中いつでも執行機関に対し、文書で質問することができる。 2 文書で質問しようとするときは、簡明な趣意書を作り、議長に提出しなければならない。 3 質問趣意書は、議長が答弁書提出の期日を指定して、執行機関に送付する。 4 第81条第2項の規定は、議長が前項の答弁書を受領したときに準用する。</p>	H28年度 3件 H27年度 1件 H26年度 2件
三浦市	×	—	—	—	—
伊勢原市	×	—	—	—	—
南足柄市	×	—	—	—	—
厚木市	×	—	—	—	—
大和市	×	—	—	—	—
小田原市	×	—	—	—	—
平塚市	×	—	—	—	—
座間市	×	—	—	—	—
横須賀市	○	なし	なし	<p>市民への公表については市議会ホームページに掲載し、市議会ロビーに閲覧用を配架することとしている。※実績なし</p> <p>【横須賀市議会基本条例】 (議員の文書による質問) 第19条 議員は、閉会中又は休会中に議長と協議の上、市長等に対し、別に定める様式により文書で質問を行い、文書による回答を求めることができる。 2 市長等は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかに回答しなければならない。 3 前2項の文書による質問及び回答は、全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。</p> <p>【議会運営委員会申し合わせ事項】 43 閉会中又は休会中における議員の文書による質問について (1) 質問のレベルは、市長及び教育長等を対象とする本会議における一般質問のレベルとする。なお、質問は、質問者自身の所属する常任委員会の所管事項に関するものも可とする。 (2) 質問に対する回答の期限は、原則として1週間以内とする。ただし、1週間以内に回答できない場合は、市長等は回答の様式にその理由及び回答予定日を明記の上、質問者あて通知するものとする。なお、その場合、質問者はその旨を議長あて報告するものとする。 (3) 質問及び回答の全議員への通知については市議会グループウェアの掲示板への掲示で、市民への公表については市議会ホームページへの掲載で、それぞれ行う。また、市議会ロビーに閲覧用を配備する。</p>	H28年度 0件 H27年度 0件 H26年度 0件
海老名市	×	—	—	—	—
秦野市	×	—	—	—	—
綾瀬市	×	—	—	—	—
茅ヶ崎市	×	—	—	—	—
藤沢市	×	—	—	—	—
逗子市	×	—	—	—	—
鎌倉市	○	あり	あり	<p>【鎌倉市議会文書質問取扱要領】 第2条 文書質問ができる期間は、会期中を除く期間とする。 第3条 議員は、文書質問を行おうとするときは、文書質問主意書を議長に提出しなければならない。 2 文書質問主意書は、その趣旨が理解できるよう具体的に記載するものとする。 3 文書質問主意書の提出に当たっては、1回あたりの質問件数を1件とし、当該文書質問に係る答弁書が提出されるまでは新たな文書質問主意書の提出はできないものとする。 第4条 議長は、提出された文書質問主意書を市長等に遅滞なく、送付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には送付しないものとする。 (1) 資料の提出を要求するもの (2) 国、都道府県又は他の市町村に関する事項など、鎌倉市が処理している事務ではない事項について質問するもの (3) 鎌倉市の市長等及びその補助職員ではないものを「答弁を求める者」に指定しているもの (4) 不穏当な用語を用いたり、特定の人を誹謗中傷するなど、議会の品位を傷つけると認められるもの (5) 緊急を要しない事案等と認められるもの</p>	H28年度 23件 H27年度 197件 H26年度 一件

政令指定都市における質問・質疑の実施状況

1 定例会の回数

年 4 回	16 市	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、堺市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、川崎市
年 3 回	1 市	大阪市
年 2 回	1 市	神戸市
通 年	2 市	相模原市、京都市

2 代表質問・代表質疑等

2-1 質問形態（呼称）

代表質問	13 市	札幌市、さいたま市、千葉市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、岡山市、熊本市、川崎市
代表質疑	7 市	仙台市、千葉市、名古屋市、京都市、北九州市、福岡市、川崎市
その他	8 市	さいたま市（議案に対する質疑）、横浜市（予算代表質疑／予算関連質疑／議案関連質疑）、名古屋市（議案外質問）、大阪市（質疑）、堺市（大綱質疑／大綱質疑以外の質疑）、神戸市（質疑）、広島市（総括質問／個人質疑）、福岡市（補足質疑）

2-2 発言者

交渉会派の代表	10 市	仙台市、千葉市（代表質疑）、横浜市（予算代表質疑）、相模原市（代表質疑）、浜松市、 <u>*1 京都市</u> （代表質問）、大阪市、北九州市、熊本市、川崎市
会派代表	8 市	千葉市（代表質問）、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市（代表質疑）、岡山市、広島市、福岡市（代表質疑）
会派代表及び無所属議員	7 市	<u>*2 札幌市</u> 、さいたま市、横浜市（予算関連質疑／議案関連質疑）、相模原市（個人質疑）、堺市、神戸市、福岡市（補足質疑）

*1 京都市… 9月議会のみ非交渉会派も可能。

*2 札幌市… 非交渉会派及び無所属議員は年1回のみ。

2-3 発言時間

会派持ち 時間制	12市	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、名古屋市、京都市、堺市（大綱質疑）、神戸市、岡山市、福岡市
その他	9市	新潟市（60分以内）、静岡市（50分以内）、浜松市（35分以内）、大阪市（40分以内）、堺市（大綱質疑以外の質疑：20分以内）、広島市（制限なし・おおむね30分程度）、北九州市（90分以内）、熊本市（60分以内）、川崎市（努力目標時間）

3 一般質問等

3-1 質問形態（呼称）

一般質問	14市	仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、浜松市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、川崎市
個人質問	2市	名古屋市、岡山市
個人質疑	3市	千葉市、相模原市、名古屋市
質疑	2市	北九州市、熊本市
その他	3市	静岡市（総括質問）、北九州市（一般質疑）、福岡市（議案質疑）

※札幌市、京都市及び堺市は、一般質問等の形態では実施していない。

3-2 発言者

全議員対象 （制限なし）	2市	新潟市、川崎市
全議員対象 （制限あり）	13市	仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市
会派代表	1市	広島市
交渉会派の 代表	1市	大阪市

3-3 発言時間

会派持ち 時間制	10市	仙台市、さいたま市、千葉市（一般質問）、横浜市、相模原市、静岡市、名古屋市、神戸市、北九州市、福岡市（一般質問）
10分～30分	5市	浜松市、大阪市、* ³ 岡山市、熊本市（質疑）、川崎市
31分～60分	4市	千葉市（個人質疑）、新潟市、広島市、福岡市（議案質疑）
61分以上	1市	熊本市（一般質問）

*³ 岡山市…代表質問を行わない定例会では、10分、20分、30分の選択制
（会派持ち時間の範囲内で調整）

各政令指定都市における代表質問・質疑実施状況

	定例会の回数	代表質問・代表質疑等			一般質問等		
		形態	発言者	発言時間	形態	発言者	発言時間
札幌市	年4回	代表質問 ※議案に対する質疑と一般質問を合わせた形で実施	会派代表及び無所属議員 ※非交渉会派及び無所属議員は年1回	会派持ち時間制	(左記参照)		
仙台市	年4回	代表質疑 ※各定例会で実施	交渉会派(5人以上)の代表	会派持ち時間制	一般質問 ※各定例会で実施	全議員対象 ※会派持ち時間による上限あり	会派持ち時間制
さいたま市	年4回	①議案に対する質疑 ※各定例会で実施 ②代表質問 ※2、9月定例会で実施	会派代表及び無所属議員	会派持ち時間制	一般質問 ※6月、9月、12月定例会で実施	全議員対象 ※会派持ち時間による上限あり	会派持ち時間制
千葉市	年4回	①代表質疑 ※2、9月定例会で実施 ②代表質問 ※第4回定例会で実施	①交渉会派(4人以上)の代表 ②会派代表	会派持ち時間制	①個人質疑 ※予算議会以外で実施 ②一般質問 ※各定例会ごとに実施	全議員対象 ※制限あり(右記参照)	①1人50分以内(答弁時間を含まず) ②会派持ち時間制
横浜市	年4回	①予算代表質疑 ②予算関連質疑 ※①、②は予算議会で実施 ③議案関連質疑 ※各定例会で実施	①交渉会派(5人以上)の代表 ②③会派代表及び無所属議員	会派持ち時間制	一般質問 ※予算市会、これに準ずる市会及び初市会を除く定例会で実施	全議員対象 ※人数制限あり	会派持ち時間制
相模原市	通年 (年4回の定例会議)	代表質問 ※各定例会で実施	交渉会派(3人以上)の代表	会派持ち時間制	①個人質疑 ②一般質問 ※①、②は各定例会で実施	①非交渉会派の代表及び無所属議員 ②全議員対象 ※人数制限あり	会派持ち時間制
新潟市	年4回	代表質問 ※予算議会で実施	会派代表	60分以内(答弁時間を含む)	一般質問 ※各定例会で実施	全議員対象	質問は30分以内、答弁を含めて60分以内
静岡市	年4回	代表質問 ※予算議会で実施	会派代表	50分以内(答弁時間を含まず)	総括質問 ※各定例会で実施	全議員対象 ※会派持ち時間による上限あり	会派持ち時間制
浜松市	年4回	代表質問 ※各定例会で実施	※交渉会派(4人以上)の代表	35分以内(答弁時間を含まず)	一般質問 ※各定例会で実施	全議員対象 ※正副議長を除く全議員に年1回、代表質問または一般質問の機会を認めている。	1人30分以内(答弁時間を含まず)
名古屋市	年4回	①代表質問 ※予算議会及び市長選後の初議会で実施 ②代表質疑 ③議案外質問 ※②、③は各定例会で実施	会派代表	①会派持ち時間制 ②③会派持ち時間制または議運で協議し決定	①個人質疑 ②個人質疑 ※①、②は各定例会で実施	全議員対象 ※制限あり(右記参照)	①会派持ち時間制 ②会派持ち時間制または議運で協議し決定
京都市	通年 (年4回の定例審議期間)	①代表質疑 ※予算議会で実施 ②代表質問 ※予算議会以外の各定例会で実施	①会派代表 ②交渉会派(5人以上)の代表 ※9月議会のみ非交渉会派も可能	会派持ち時間制	一般質問は実施していない。		

	定例会の回数	代表質問・代表質疑等			一般質問等		
		形態	発言者	発言時間	形態	発言者	発言時間
大阪市	年3回	①代表質問 ※予算議会で実施 ②質疑 ※9～12月定例会で実施	交渉会派（5人以上）の代表	①40分以内（答弁時間を含まず） ②議運で協議し決定	一般質問 ※9～12月定例会で実施	交渉会派（5人以上）の代表	1人30分以内（答弁時間を含まず）
堺市	年4回	①大綱質疑 ※初日提出議案に対する質疑と一般質問を合わせた形で実施 ②大綱質疑以外の質疑 ※付議案件に限定して実施	①会派代表及び無所属議員 ②議運で協議し決定	①会派持ち時間制 ②20分以内（答弁時間を含まず）	（左記参照）		
神戸市	年2回	質疑 ※各定例会で実施	会派代表及び無所属議員	会派持ち時間制	一般質問 ※各定例会で実施	全議員対象 ※各議員1年1回まで	会派持ち時間制
岡山市	年4回	代表質問 ※2、9月定例会で実施	会派代表	会派持ち時間制	個人質問 ※各定例会で実施	全議員対象 ※ただし、代表質問を行った者は個人質問をすることができない	20分以内。 代表質問を行わない定例会…10分、20分、30分の選択制（会派持ち時間の範囲内で調整）
広島市	年4回	①総括質問 ※予算議会で実施 ②個人質疑 ※予算議会以外で実施	会派代表	制限なし ※おおむね1人30分程度	一般質問 ※各定例会で実施	会派代表	一回目の質問は30分以内、再質問は10分以内（答弁時間を含まず）
北九州市	年4回	代表質疑 ※予算議会で実施	交渉会派（5人以上）の代表	90分以内（答弁時間を含む）	①一般質疑 ※予算議会で実施 ②質疑 ※予算議会以外で実施 ③一般質問 ※予算議会以外で実施	全議員対象 ※人数制限あり	会派持ち時間制
福岡市	年4回	①代表質疑 ②補足質疑 ※①、②は予算議会で実施	①会派代表 ②会派代表及び無所属議員	会派持ち時間制	①議案質疑 ※各定例会で実施 ②一般質問 ※6、9、12月定例会で実施	全議員対象 ※制限あり（右記参照）	①1人60分以内（答弁時間を含む） ②会派持ち時間制
熊本市	年4回	代表質問 ※予算議会、市長選後・議員改選後の初議会で実施	交渉会派（4人以上）の代表	60分以内（答弁時間を含む）	①質疑 ※各定例会で実施（委員長報告の後に行う） ②一般質問 ※各定例会で実施	全議員対象 ※②について、人数制限あり（1定例会12人まで）	①1人10分以内（答弁時間を含まず） ②1人120分以内（答弁を含む）
川崎市	年4回	①代表質問 ※各定例会で実施 ②代表質疑 ※分割議決議案及び追加議案が対象	交渉会派（3人以上）の代表	①努力目標時間 ※会派及び所属議員数により配分 ②制限なし	一般質問 ※6、12月定例会で実施	全議員対象	概ね1人30分程度

公聴会及び公聴会に準ずる会議の開催状況

1 公聴会〔地方自治法第115条の2第1項等に基づく〕の開催について

	開催日	開催した委員会	テーマ・案件	出席者
横浜市	平成22年8月26日	市民・消防委員会	保土ヶ谷区仏向町西部地区の住居表示実施に伴う新町名及び新町界における、住居表示に関する法律第5条の2第6項の規定に基づく公聴会	対象区域の住民のうち公述を希望する者〔賛成2人、反対5人〕

2 公聴会に準ずる会議の開催について

	開催日	開催した委員会	テーマ・案件	出席者
札幌市	平成28年10月17日	第二部決算及び議案審査特別委員会	札幌市電車乗車料金条例の一部改正に関する聴聞会	連合北海道札幌地区連合会事務局長ほか 計3人
	平成20年6月5日	議案審査特別委員会	札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例の条例の一部改正等に関する聴聞会	北海道大学公共政策大学院公共政策学連携研究部教授ほか 計6人